

中央卸売市場業務条例の改正（案）について

1 改正卸売市場法の概要（平成30年6月22日公布・令和2年6月21日施行）

<p>【趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none">① 生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応② 卸売市場を含めた食品流通の合理化③ 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進

<p>【ポイント】 83条→19条</p> <ul style="list-style-type: none">① 国の関与の減少 卸売業務の許可、卸売業者への検査・監督に関する規定の廃止等 開設者は、認可申請から認定申請へ② 取引ルールの大幅な規制緩和 公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールのみ共通ルールとして定め、 その他の取引ルールは、市場ごとに規定可能

2 改正市場業務条例の概要

法改正の趣旨を踏まえ、食品等の流通の多様化等に対応するため、取引ルールを中心として、宇部市中央卸売市場業務条例の改正を行うもの。

※主な改正概要（裏面）及び別添「取引の関係図」参照

<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none">① 卸売業者の業務を市長（開設者）が認定する。② 各市場で定めることができるその他の取引ルールは、規制を緩和する。 （詳細については、取引関係者で協議する。）

3 今後のスケジュール

	宇部市	国
令和2年1月	運営協議会に諮問	認定申請受付開始 (12月21日～)
令和2年3月	定例議会に改正案を上程	
令和2年4月	国へ認定申請の提出	
令和2年6月	6月21日より新制度による運用開始	